

「活動時間延長(夕方)」のご案内(運営・管理団体 株式会社セリオ)

子育て支援二スへの対応を一層図るため、「いきいき」活動における従来の活動に加え、活動時間の延長実施に取り組んでおります。つきましては、下記の通り、各小学校的いきいき活動室において、5名以上の利用希望者がある場合に、指導員の体制が整い次第、活動時間延長を実施します。

1 延長時間(夕方)

午後6時までの活動に引き続き、午後6時～7時について有料でご利用いただくことができます。※土曜日の実施はありません。

2 利用対象児童・利用料金

午後6時～7時(有料時間帯)の利用料金・利用対象児童は、次のとおりです。

利用料金：5,000円(税込)／1ヶ月 利用対象児童：いきいき活動室に参加登録をしている児童

3 利用申込、利用料金の納付、退会申請

- 延長時間帯の利用は、1年間を通しての申し込みが可能です。4月からの延長実施の可否については、3月上旬に当社HPで発表します。
- 利用料金の納付について月極め利用料金は、翌月分を口座引落しさせていただきます。(口座振替依頼書を提出ください)
- ご事情により延長利用の必要がなくなる場合は、必ず前月10日までにいきいき活動室へ退会申込書を提出してください。
- 令和5年3月までにお申し込みされた方が、令和5年3月末までの間に、転校により延長利用の必要がなくなる場合は、必ず退会申込書を提出ください。令和5年3月31日までに提出いただいた場合は、令和5年4月の月会費は発生しません。
退会申込書の提出がない場合は、利用の有無に関わらず、令和5年4月以降に退会申込書を提出いただくまで月会費が発生します。
※月会費を伴わない退会は、令和5年3月末までの転校を伴う退会のみ可能です。それ以外はおご利用開始月の月会費が発生しますので、ご了承の上、慎重にお申し込みをいただくよう、お願い致します。
- 一旦退会され、同年度内(令和6年3月末まで)に再度、午後6時～7時の「活動時間延長」を利用される場合は、改めて「令和5年度活動時間延長利用申込書(夕方用)」「(活動室提出用)令和5年度活動時間延長の申込・利用に関する注意事項(夕方用)確認書」を利用されている活動室にご提出ください。

4 ご利用上の注意事項

- 一度お申し込みをされると、原則キャンセル申請はありません。ご利用の有無に関わらず、退会申込書を提出していただくまで、月会費が発生しますのでご了承の上、慎重にお申し込みください。※令和5年3月末までの転校を伴う退会のみ除きます。
- 料金納入期日を2ヶ月過ぎてお納入いただけない場合、「活動時間延長」のご利用は停止となります。
- 午後7時までの迎えを守っていただけないケースが度重なる場合、「活動時間延長」のご利用は停止となります。
※自然災害(台風・大雨等)や事故・トラブルによる交通機関の遅延等、やむを得ない事情を除く。

5 申込書・退会申込書につきまして

- 令和5年2月1日(水)以降、下記当社HPにて、申込書・ご案内・活動時間延長の申込・利用に関する注意事項・活動時間延長の申込・利用に関する注意事項確認書・退会申込書を公開します。申し込みを希望される場合は、活動時間延長の申込・利用に関する注意事項をご確認の上、申込書と活動時間延長の申込・利用に関する注意事項確認書を印刷し、参加申込み予定の活動室にご提出ください。退会を希望される場合もHPより印刷し、参加されている活動室にご提出ください。※各申請書は活動室でも配布しています。

●当社HP https://www.serio-corp.com/after_school/ 「放課後事業」⇒大阪市〇〇区をご覧ください。

6 保護者の方へのお願い

- 時間延長を利用しないで帰宅することになった場合等は、必ず指導員までご連絡ください。
- 時間延長申込みのみでは「いきいき」の参加申込完了とはなりませんのでご注意ください。

